

保証の対象？ 非対象？



保証の対象となる方…

■所在地および業歴

愛媛県内に事業所があり、事業を行っている中小企業者で、次の方が対象となります。

- ・ 個人の場合は、住居(※1)または事業所のいずれかが県内にある方
- ・ 法人の場合は、県内に本店(※2)または事業所を有する方

なお、利用する保証制度・融資制度により、一定の営業経歴期間が必要になるものもあります。また、組合の場合は、その組合自体あるいはその構成員の3分の2以上が対象業種に属する事業を営むことなどを要件としています。

※1 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく原則として現に居住していることが必要です。

※2 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

■企業規模

小 売 業	資本金5,000万円以下または常時使用の従業員50人以下
サ ー ビ ス 業	資本金5,000万円以下または常時使用の従業員100人以下
卸 売 業	資本金1億円以下または常時使用の従業員100人以下
製 造 業 等 (上記以外の業種、建設業等)	資本金3億円以下または常時使用の従業員300人以下
医 療 法 人 等	常時使用の従業員300人以下

(注1) 家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員に含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時であっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。

(注2) 資本金が上表の規制を超えている会社で、かつ、従業員数が規制の9割を超えている場合は、従業員数の確認資料が必要となります。

(注3) 医療法人等とは医療法人及び、医療を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人をいいます。

ただし、次の業種(政令特例業種)については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。)	資本金3億円以下または常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	資本金3億円以下または常時使用の従業員300人以下
旅 館 業	資本金5,000万円以下または常時使用の従業員200人以下